

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第3項第1号から第4号までの改正規定（同項第4号に係る部分に限る。）
平成16年3月1日
- (2) 第2条第3項第1号から第4号までの改正規定（同項第3号に係る部分に限る。）
及び同項第8号から第10号までの改正規定（同項第9号に係る部分に限る。）
平成16年4月1日
- (3) 第2条第3項第1号から第4号までの改正規定（同項第1号に係る部分に限る。）
平成16年7月1日
- (4) 第2条第3項第8号から第10号までの改正規定（同項第10号に係る部分に限る。）
中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成14年法律第146号）附則第1条の政令で定める日

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第60号

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本県議会委員会条例（昭和31年熊本県条例第51号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中キをクとし、力をキとし、才をカとし、工をオとし、ウをエとし、イを
ウとし、アをイトし、同号にアとして次のように加える。

ア 総合調整局に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

熊本県道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第47号

熊本県道路占用規則の一部を改正する規則

熊本県道路占用規則（昭和40年熊本県規則第50号）の一部を次のように改正する。
別表第2項第1号中「、印刷事業、造幣事業及びアルコール専売事業並びに」を「及び」
に改め、同項第2号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支
援機構」に改め、同項第8号中「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第10号」に改め
る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

